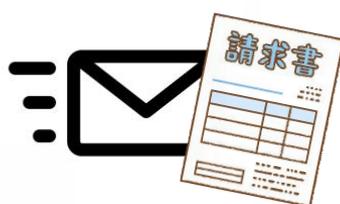
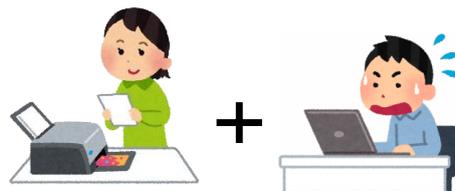


電子帳簿保存法とはそもそも？

「電子帳簿保存法」とは、紙での保存が求められる国税関係帳簿書類について、電子データでの保存を認める法律のことをいいます。古くからある法律なのですが、最近ではパソコン記帳の普及により令和3年度税制改正で急速に改正が進みました。今でも会計ソフト等による帳面付けは「青色申告」で「65万円」の控除を取るための要件の一つになっているのですが、改正された部分で言えば①税務署長による電子帳簿保存（スキャナ保存等）の事前承認制度が廃止、②電子受領したものは電子保存が必須になる（～令和6年1月1日までの猶予措置あり）←例えば請求書がPDFファイルでメールに添付されて届いた場合、そのPDFファイルをそのままデータで保存、これを紙に印刷して保存することはできません。という風に改正され、事務負担の増大が問題になると考えられています。実際はいざ施行といった時点でどうなるかといったところですが、気に留めておいてください。今後インボイス制度と合わせて学習会もしていきます。

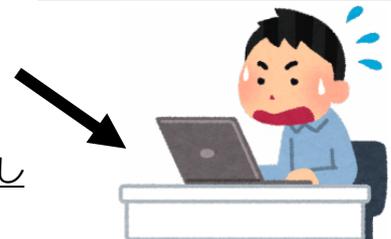


ネットを介して請求書
書もらったら



～令和5年12月31日
もらった請求書はプリントアウトし
て保管 or 電子データ保存でOK！

令和6年1月1日～
メールでもらった請求書は
電子データで保存のみ！



※大きく影響してくるのが、インターネットで売買をしている人の領収書・請求書の保管の問題で、それ以外は今まで通りの紙保管で大丈夫なので、関係のない人もいますが知っておかないといけない改正なのでみんなで学びましょう。

商工新聞へチラシ折込みをしたい方はご相談ください。会員・読者の皆様へ宣伝したい方は検討を！

8月はお盆休みあります

事務所の休みは11日（木）の山の日から16日（火）までです。